

交通安全教育に関する訓令

[最終改正 令和5.6.30 京都府警察本部訓令第9号]

(目的)

第1条 この訓令は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の27に規定する公安委員会による交通安全教育の実施に関し必要な事項を定めることにより、効果的かつ適切な交通安全教育の推進を図ることを目的とする。

(準拠)

第2条 交通安全教育については、交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(交通安全教育指針)

第3条 交通安全教育指針は、道路交通法第108条の28第1項の規定により、民間の交通安全教育指導者が効果的かつ適切に交通安全教育を行うことができるようにし、及び都道府県公安委員会が行う交通安全教育の基準とするため、国家公安委員会が作成し、公表しているものである。

2 交通安全教育の実施に当たっては、交通安全教育指針を基準に行うものとする。

(交通安全教育の意義)

第4条 この訓令において、交通安全教育とは、道路を通行する者に対し、自動車及び原動機付自転車の安全な運転に必要な技能及び知識その他の適正な交通の方法に関する技能及び知識並びに交通事故防止に関する知識を習得させるために行う活動をいう。

(交通安全教育の基本方針)

第5条 交通安全教育の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に配慮し、交通安全教育の効果を最大限に発揮させるものとする。

- (1) 道路を通行する者が、適正な交通の方法並びに交通事故防止に関する技能及び知識を自主的に習得する意欲を高めること。
- (2) 道路を通行する者の年齢若しくは通行の態様又は業務に関し通行する場合にあっては、その業務の態様に応じたこれらの技能及び知識を段階的かつ体系的に習得できるようにすること。
- (3) 自治体、小学校、中学校、高等学校、幼稚園、保育所その他の関係機関・団体及び地域住民（以下「交通安全教育関係機関等」という。）と緊密な連携を図ること。

(交通安全教育を行う警察職員の心構え)

第6条 交通安全教育を行う警察職員（第9条の交通安全教育主任者を含む。以下「教育実施者」という。）は、次の各号に掲げる事項に留意し、効果的かつ適切な交通安全教育を行うものとする。

- (1) 自ら交通安全教育の意義についての理解を深めること。
- (2) 交通安全教育を受ける者（以下「受講者」という。）の特性等に応じた教育の内容及び方法を選択すること。
- (3) 受講者の理解を深める交通安全教育を実施すること。
- (4) 参加・体験・実践型教育手法を積極的に活用すること。
- (5) 交通安全教育の効果を測定しながら実施すること。

- (6) 社会情勢等の変化に対応したものとなるよう、必要に応じて交通安全教育の内容を見直すこと。
- (7) 交通事故の被害者、遺族等の精神的苦痛等の実態を訴え、受講者自身の交通安全に関する意識を高めるような交通安全教育に配慮すること。
- (8) 受講者のプライバシーの保護を徹底すること。
- (9) 交通安全教育関係機関等との連携を図ること。

(交通安全指導官)

第7条 交通企画課交通安全教育センターに、交通安全指導官を置く。

- 2 交通安全指導官は、交通安全教育センターに勤務する警察官のうちから、交通部長が指定するものとする。
- 3 交通安全指導官は、計画的かつ適切な交通安全教育を推進するとともに、教育実施者に対する交通安全教育に係る専門的な知識及び技能（以下「専門的能力」という。）の向上に関する指導教養等の事務を処理するものとする。

(交通安全教育指導員)

第8条 交通部長は、専門的能力の向上を図るため、交通警察に関する業務に従事する警察官のうちから、交通安全教育の実務経験が豊富で教育手法等に優れていると認められる者を交通安全教育指導員に指定するものとする。

- 2 交通安全教育指導員は、教育実施者に対して、自己の有する専門的能力について、実践的な指導を行うものとする。
- 3 交通企画課長及び警察署長（以下「署長等」という。）は、所属職員に対し、交通安全教育指導員が行う指導を受けさせるものとする。
- 4 交通安全教育指導員の指定及び運用に関し必要な事項は別に定める。

(交通安全教育主任者)

第9条 交通安全教育を効果的かつ円滑に推進するため、警察署交通課に交通安全教育主任者を置く。

- 2 交通安全教育主任者は、交通総務係（交通総務係の置かれていない警察署にあっては交通係又は交通指導係）に勤務する警察官のうちから警察署長（以下「署長」という。）が指定するものとする。
- 3 交通部長は、各警察署の交通実態に応じて交通安全教育が適切に行われるよう、交通安全教育主任者の人員等必要な調整を行うものとする。
- 4 交通安全教育主任者は、交通安全教育を実施するほか、次の各号に掲げる事務を処理するものとする。
 - (1) 交通安全教育実施計画の作成に関すること。
 - (2) 教育実施者（交通安全教育主任者を除く。）に対する助言及び指導に関すること。
 - (3) 交通安全教育関係機関等との連絡調整に関すること。
 - (4) 地域交通安全活動推進委員等の交通安全活動を行うボランティア及び自治体、小学校、中学校、高等学校、保育所等の関係者（以下「交通安全ボランティア等」という。）の育成に関すること。
 - (5) 交通安全教育に係る教材及び資料の作成に関すること。
 - (6) 交通安全に係る広報啓発に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、交通安全教育の事務に関すること。

(交通安全教育推進計画)

第10条 警察本部長（以下「本部長」という。）は、府内の交通実態、交通事故の発生状況、交通警察の業務重点等を勘案し、交通安全教育推進重点を定めるものとする。

2 署長等は、前項の交通安全教育推進重点等に基づき、警察署別の交通事故発生状況を綿密に分析・検討した上で、毎月の交通安全教育推進計画を策定するものとする。

3 署長は、交通安全教育推進計画を策定したときは、毎月25日までに翌月の交通安全教育推進計画を別に定めるところにより、本部長に報告（交通企画課長経由）するものとする。

(交通安全教育の方法)

第11条 交通安全教育の方法は、次の各号に掲げるとおりとし、その内容は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 講習会 地方公共団体その他の機関・団体等に講師を派遣し、主に自動車等の運転者を対象とした交通事故防止に関する指導及び情報提供

(2) 交通教室 幼児、児童、生徒、高齢者、幼児・児童の保護者、歩行者、自転車利用者、自動車運転者等年代や交通の形態により対象者を特定して行う適正な交通の方法に関する技能及び知識並びに交通事故防止に関する知識の習得に関する指導及び訓練

(3) 訪問指導 高齢者居住施設、高齢者家庭等を訪問して行う交通事故防止に関する指導

(4) 研修会 交通安全ボランティア等を対象とした交通安全指導要領に関する指導及び情報提供

(5) その他

ア 自動車、自転車等の安全運転競技会の開催

イ 交通安全教育を推進する各種団体等の会議及び交通安全クラブへの職員の派遣並びに助言、指導及び情報提供

ウ その他交通安全指導官が認める交通安全教育の方法

(各種警察活動における交通安全教育)

第12条 警察職員は、警ら、巡回連絡、訪問指導、交通監視その他のあらゆる警察活動をとらえて、交通事故防止に関する指導に努めるものとする。

(集中運用)

第13条 本部長は、大規模な行事等において効果的な交通安全教育を行う必要があると認めるときは、交通安全教育主任者を集中運用できるものとする。

(交通安全教育資機材の活用等)

第14条 交通安全教育の実施に当たっては、交通安全パネル、ビデオ等の交通安全教育資機材を有効に活用するものとする。

2 署長等は、交通安全教育資機材の整備及び保管を確実にを行うため、交通安全教育資機材保管責任者を指名するものとする。

(交通安全教育実施結果報告)

第15条 署長等は、交通安全教育を実施したときは、別に定めるところにより、その結果を本部長に報告（署長にあっては交通企画課長経由）しなければならない。

附 則

1 この訓令は、平成20年12月1日から施行する。

